

議案第 35 号

災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

平成 25 年 3 月 1 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(三豊市防災会議条例の一部改正)

第1条 三豊市防災会議条例(平成18年三豊市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和36年法律223号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「及び水防法(昭和24年法律第193号)第33条第1項及び第5項」を削る。

第2条第1号中「作成し、」の次に「及び」を加え、同条第2号中「三豊市水防計画」を「水防法(昭和24年法律第193号)第33条に規定する三豊市水防計画」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 市長の諮問に応じて本市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

第2条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同号の前に次の1号を加える。

(4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

第3条第1項中「委員」の次に「20人以内」を加え、同条第5項各号を次のように改める。

(1) 指定地方行政機関(法第2条第4号に規定するものをいう。以下同じ。)の職員

(2) 香川県の知事の部内の職員

(3) 香川県警察の警察官

(4) 三観広域行政組合の消防本部消防長

(5) 本市の教育委員会教育長

(6) 本市の消防団長

(7) 本市の職員(前2号に規定する者を除く。)

(8) 指定公共機関(法第2条第5号に規定するものをいう。以下同じ。)又は指定地方公共機関(法第2条第6号に規定するものをいう。以下同じ。)の職員

(9) 自主防災組織(法第5条第2項に規定する自主防災組織をいう。)を構成する者又は学識経験のある者

(10) 前各号に掲げるもののほか、防災行政を推進する上で市長が特に必要と認める者

第3条第6項を次のように改める。

6 委員（前項第4号から第6号までに規定する者を除く。）の任期は、2年とし、再委嘱又は再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

第3条第7項を削る。

第4条第2項中「関係指定地方行政機関」を「指定地方行政機関」に、「市の」を「本市の」に、「関係指定公共機関」を「指定公共機関」に、「関係指定地方公共機関」を「指定地方公共機関」に、「識見を有する者」を「学識経験のある者」に改め、同条第3項中「ときは、」の次に「解嘱され、又は」を加える。

第5条を次のように改める。

（事務局）

第5条 防災会議の事務を処理するため、防災会議に事務局を置く。

2 事務局は、事務局長その他の職員で構成する。

3 事務局長は、総務部総務課長の職にある者をもって充てる。

4 事務局長は、会長の命を受け、局務を掌理する。

（三豊市災害対策本部条例の一部改正）

第2条 三豊市災害対策本部条例（平成18年三豊市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第23条第7項」を「第23条の2第8項」に改める。

第2条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

【議案第35号関係】

災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
新旧対照表(抄)

【第1条関係】

三豊市防災会議条例(平成18年三豊市条例第19号) 一部改正

改正後 (案)	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第16条第6項の規定に基づき、三豊市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 三豊市地域防災計画を作成し、<u>及び</u>その実施を推進すること。</p> <p>(2) <u>水防法(昭和24年法律第193号)第33条に規定する三豊市水防計画</u>を調査審議すること。</p> <p>(3) <u>市長の諮問に応じて本市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。</u></p> <p>(4) <u>前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。</u></p> <p>(5) <u>前各号</u>に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務</p> <p>(会長及び委員)</p> <p>第3条 防災会議は、会長及び委員<u>20人以内</u>をもって組織する。</p> <p>2 会長は、市長をもって充てる。</p> <p>3 会長は、会務を総理する。</p> <p>4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) <u>指定地方行政機関(法第2条第4号に規定するものをいう。以下同じ。)の職員</u></p> <p>(2) <u>香川県の知事の部内の職員</u></p> <p>(3) <u>香川県警察の警察官</u></p> <p>(4) <u>三観広域行政組合の消防本部消防長</u></p> <p>(5) <u>本市の教育委員会教育長</u></p> <p>(6) <u>本市の消防団長</u></p> <p>(7) <u>本市の職員(前2号に規定する者を除く。)</u></p> <p>(8) <u>指定公共機関(法第2条第5号に規定するものをいう。以下同じ。)又は指定地方公共機関(法第2条第6号に規定するものをいう。以下同じ。)の職員</u></p> <p>(9) <u>自主防災組織(法第5条第2項に規定する自主防災組織をいう。)を構成する者又は学識経験のある者</u></p> <p>(10) <u>前各号に掲げるもののほか、防災行政を推進する上</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項<u>及び水防法(昭和24年法律第193号)第33条第1項及び第5項</u>の規定に基づき、三豊市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 三豊市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。</p> <p>(2) <u>三豊市水防計画</u>を調査審議すること。</p> <p>(3) <u>三豊市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。</u></p> <p>(4) <u>前3号</u>に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務</p> <p>(会長及び委員)</p> <p>第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。</p> <p>2 会長は、市長をもって充てる。</p> <p>3 会長は、会務を総理する。</p> <p>4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) <u>香川県職員 2人以内</u></p> <p>(2) <u>警察官 2人以内</u></p> <p>(3) <u>市の職員 2人以内</u></p> <p>(4) <u>教育長</u></p> <p>(5) <u>消防長及び消防団長</u></p> <p>(6) <u>前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認め</u> <u>たもの</u></p>

<p style="text-align: center;"><u>で市長が特に必要と認める者</u></p> <p>6 <u>委員(前項第4号から第6号までに規定する者を除く。)の任期は、2年とし、再委嘱又は再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(専門委員)</p> <p>第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。</p> <p>2 専門委員は、<u>指定地方行政機関</u>の職員、香川県の職員、<u>本市</u>の職員、<u>指定公共機関</u>の職員、<u>指定地方公共機関</u>の職員及び<u>学識経験のある者</u>のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、<u>解嘱され、又は解任されるものとする。</u></p> <p>(事務局)</p> <p>第5条 <u>防災会議の事務を処理するため、防災会議に事務局を置く。</u></p> <p>2 <u>事務局は、事務局長その他の職員で構成する。</u></p> <p>3 <u>事務局長は、総務部総務課長の職にある者をもって充てる。</u></p> <p>4 <u>事務局長は、会長の命を受け、局務を掌理する。</u></p>	<p>6 <u>前項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。</u></p> <p>7 <u>補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>(専門委員)</p> <p>第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。</p> <p>2 専門委員は、<u>関係指定地方行政機関</u>の職員、香川県の職員、<u>市</u>の職員、<u>関係指定公共機関</u>の職員、<u>関係指定地方公共機関</u>の職員及び<u>識見を有する者</u>のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。</p> <p>(書記)</p> <p>第5条 <u>防災会議の書記は、総務部総務課が行う。</u></p>
--	---

【第2条関係】

三豊市災害対策本部条例(平成18年三豊市条例第20号) 一部改正

改正後 (案)	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第23条の2第8項の規定に基づき、三豊市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。</p> <p>(削除)</p> <p>2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p>3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第23条第7項の規定に基づき、三豊市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。</p> <p>2 <u>前項に規定する災害対策本部長は、法第23条第2項の規定により市長をもって充てる。</u></p> <p>3 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p>4 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。</p>